

平成 29 年度

第 1 回

財政援助団体等監査報告書  
(指定管理者監査)

指定管理者

ふっさ J & S 共同事業体

所管部課

教育部 公民館

福生市監査委員

# 財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

施設名：福生市民会館  
指定管理者：ふっさJ&S共同事業体  
所管部課：教育部 公民館

### 3 監査の範囲

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に執行された市民会館指定管理委託に関する事業について

### 4 監査の期間

平成29年9月22日から平成29年12月21日まで  
[説明聴取日 平成29年11月2日]

### 5 監査の方法

公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

### 6 監査の重点

所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

## 第2 指定管理の概要

### 1 目的

民間活力とその専門性を活用することにより、地域住民等に対するサービスの向上及び会館の効率的な管理・運営を行い、地域の文化の創造と発展を図る。

### 2 事業の名称・内容

市民会館指定管理委託

### 3 施設の名称

福生市民会館

福生市大字福生2455番地

### 4 指定管理者名・代表者

ふっさJ&S共同事業体

代表企業 株式会社JTBコミュニケーションデザイン 代表取締役社長 細野 顕宏

構成企業 株式会社サイオー 代表取締役社長 橋本 一憲

### 5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日 (5年間)

### 6 指定管理委託料

平成26年度 87,524,804円 (決算額)

平成27年度 87,747,093円 (決算額)

平成28年度 98,426,220円 (決算額)

平成29年度 86,984,000円 (予算額)

平成30年度 87,302,567円 (見込額)

## 第3 監査の結果

福生市民会館の指定管理者であるふっさJ&S共同事業体及び所管課について監査を行った結果、基本協定書、年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

### 【指摘事項】

#### (1) 利用料金の還付について

ホール等の予約のキャンセルについては、理由を問わず所定の金額を申請者に還付している。

しかし、安易に還付を行ってしまうと、ホール等の適正利用の妨げとなり、また、キャンセル後に次の予約が入らないことも多く、稼働率に影響している。

福生市民会館条例第12条では、「既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のい

ずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。」と定められており、使用許可書にも原則不還付であることが明示されている。

ただし書きはあくまでも例外であることから、所管課は指定管理者に今一度、原則不還付であることを説明し、指導されたい。

また、例外的に還付する際に指定管理者が判断に迷うことのないよう、所管課は具体的な要件をあらかじめ定められたい。

## (2) 会館の維持管理について（備品等の軽微な修繕）

会館、備品の維持管理を主に分担している株式会社サイオーは、市民会館に常駐しているわけではなく、軽微な不具合（机椅子のねじの外れ、雨どいの落ち葉による詰り、ドアの軋み等）については、修繕等の対応が遅れがちであり、利用者に不便を来すことのないよう、公民館職員が行っているケースもあるとのことである。

会館、備品の維持管理については、指定管理者が行う旨、募集要項、管理運営業務基準、基本協定書等に示されている。所管課は、指定管理者に適切な維持管理に務めるよう指導されたい。

## 【意見・要望等】

### (1) 予約、決済システムの導入について

ホール等の使用予約の手続については、申請者が直接市民会館の窓口に出向いて行うことになっており、施設の空き状況のみホームページ上で閲覧可能となっている。

利用者の利便性の向上、稼働率の向上の観点からも、オンライン予約システムの導入を検討されたい（実際に、既にスポーツ施設はオンラインで仮予約ができるシステムを導入している。）。

また、使用料の支払についても、窓口での現金決済のみとなっているが、ホールの使用料等は高額でもあり、安全性の観点からも振り込みやクレジットカード決済等、他の方法についても検討されたい。

### (2) 公民館の有料利用者の取扱いについて

指定管理者は、市民会館の窓口において、市民会館の利用申請の受け付け、公民館の無料利用申請の受け付けを行っており、公民館の有料利用申請の受け付けについては、その都度公民館に連絡を取り、公民館職員が市民会館に出向いて行っている。

同じ敷地内とはいえ建物は別であり、利用者を待たせる結果となっており、利便性の観点から望ましいとは言えない。また、同じ施設を借りるのに、無料、有料の申請先が異なるのは理解も得にくい。

公民館の利用申請の取扱い方法を無料、有料について同様のものとし、利用者に迷惑の掛からない、また、指定管理者、公民館双方にとって負担のない方法を検討されたい。

### (3) 修繕について

市民会館は昭和52年6月の開館から築40年が経過し、老朽化が進んでいる。そのため、修繕費は、基本協定書で定められた年間120万円以内では当然不足し、平成28年度の年間修繕費は1,387万円となっている。

平成29年度において、設計会社に長寿命化と建て替えの金額比較等の調査を委託しているとのことであり、その結果を待って今後の方向性を検討することになると思われる。

福生市公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な方針のうち、複合化、集約化等に関する基本的な方針として、「近隣自治体と機能を共有できるような施設については広域連携を推進する。」としている。この計画は、平成26年度に総務省より出された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を受け策定された

ものである。

今後の方向性については、長寿命化か建て替えかの二者択一ではなく、広域連携や施設の複合化等、他の選択肢も含め多方面から検討されたい。

(4) 冷暖房空調設備中央監視装置修繕におけるオープンネットワークシステムの導入について

冷暖房空調設備のコントロールユニット、操作盤の故障に伴う修繕について、使用していた機器については既に部品供給が無く、システム更新が必要であった。

今回、指定管理者が自社開発のオープンネットワークシステム（どのメーカーの機器にも対応でき、修繕も行える汎用品）を導入することで、メーカー品で修繕を行う他社と比較すると、最高見積額の七分の一程度の金額で修繕を行うことができたことは評価できる。

指定管理者の中には、同様に優れた技術を持つ場合があり、他部署においても参考にされたい。